

大阪府最低賃金

936

時間額

円

平成30年10月1日から

使用者も、労働者も必ず確認。

※確認の方法は裏面参照

最低賃金についてご不明の点がありましたら 大阪労働局労働基準部賃金課（電話06-6949-6502）
または 最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。



賃金引き上げを応援します！

《支給要件が緩和され、さらに使いやすくなりました！！》

○業務改善助成金のご案内（平成30年度）（中小企業向け）

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部の助成を受けることができる制度です。

生産性向上のための設備投資の例

- 小売業で在庫管理システムを導入し、バーコード読取でリアルタイムに在庫状況が分かるようになったため、管理表作成に要する時間が省略できた
- 飲食店でレイアウト変更を行い、店員とお客様の動線が分かれ業務が効率化された
- パン製造販売業で大型の窯を導入し、一度に焼き上げられるパンの数が増えて焼き上げに要する時間が短くなった

※平成30年度の交付申請期限は、平成31年1月末日までです。

詳しくは大阪労働局雇用環境・均等部企画課助成金第一係（電話06-6941-4630）

または厚生労働省ホームページまで。

業務改善助成金

検索



○キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）のご案内 （中小企業以外も利用可能）

全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、2%以上増額した場合に助成を受けることができる制度です。

詳しくは、大阪労働局助成金センター（電話：06-7669-8900）におたずねください。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

（平成30年9月）